

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正趣旨

職員の職業生活と家庭生活の両立支援を目的に、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づく法定の部分休業の期間を補完する「子育て部分休暇」を市独自で新設するため、厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うものです。

2 改正内容

小学校就学始期から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員を対象とした「子育て部分休暇（無給休暇）」を新たに規定するものです。

項目	内容	【参考】部分休業（法定）
子の対象年齢	小学校就学始期から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	小学校就学の始期に達するまで
取得単位	同右	年度ごとに、あらかじめ以下のいずれかのパターンを選択 ①第1号部分休業 30分を単位として、1日につき2時間以内 ②第2号部分休業 原則1時間を単位として、年度ごとに77時間30分の範囲内（1日当たり上限時間数なく取得可能）
給与の取扱	同右	無給 (取得時間については給料を減額) ※期末・勤勉の欠勤等日数の算定対象となる。
その他	子育て部分休暇と部分休業の併用は不可	
 <p>＜改正前＞</p> <p>（未就学児）</p> <p>部分休業</p> <p>→</p> <p>＜改正後＞</p> <p>（未就学児）</p> <p>部分休業</p> <p>（小1～小6）</p> <p>子育て部分休暇</p>		

※附則で厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例も改正します。

3 施行日

令和8年4月1日